

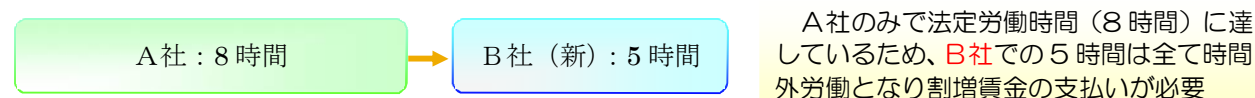


副業・兼業を行う労働者の労務管理について

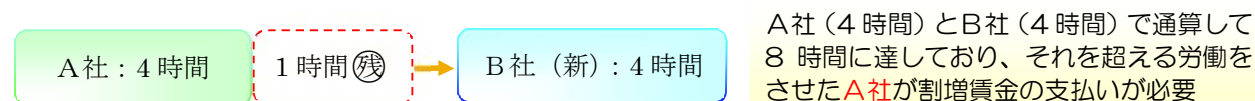
先月号で、複数の会社で働く労働者の労災保険の取り扱いを説明しましたが、この改正と同日に、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」が改定になり、副業・兼業を行う労働者の労働時間管理・健康管理、その他の制度の取り扱いが示されています。その中で、主なものについて説明致します。

1、労働時間の管理・・・時間外労働、割増賃金の支払い

《所定外労働なし》 A社とB社の所定労働時間を通算して、法定労働時間を超える時間があつた場合、時間的に後から労働契約を締結した会社に支払い義務があります。



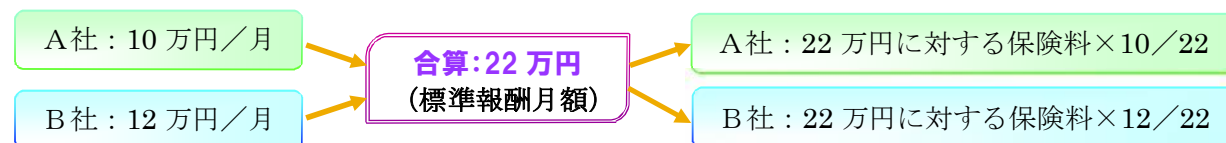
《所定外労働あり》 A社とB社の所定労働時間を通算して、法定労働時間を超えて延長させたいずれかの会社に支払い義務があります。



労働者から割増賃金の未払い請求があつた場合、複数の会社で労働していることを「知らなかつた」ということで割増賃金の支払いを免れるものではありません。

2、社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入

A社とB社、それぞれで社会保険加入の要件を満たす場合は、各事業所の報酬月額を合算して保険料を計算し、A社とB社で按分して納付することになります。



先の年金制度改正法により、社会保険の適用拡大が図られましたので、中小企業においても、A社で週20時間・B社で週20時間働くような労働者は、今後、それぞれで社会保険の加入が必要になる可能性があります。

適用拡大のスケジュール

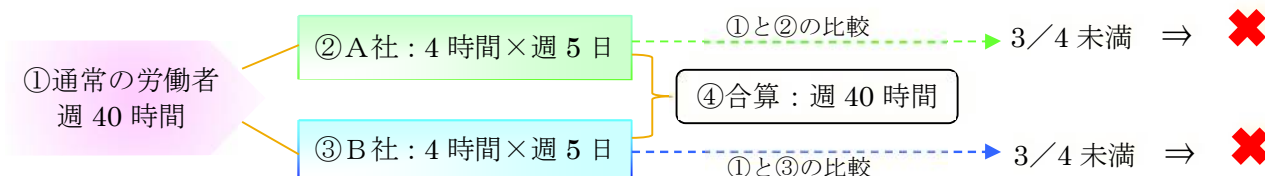
2022年10月～ 従業員101人以上の会社
2024年10月～ 従業員51人以上の会社

加入要件

- ①週所定労働時間が20時間以上
- ②2か月以内の期間雇用者でない
- ③賃金の月額が8.8万円以上
- ④学生でない

3、健康確保措置・・・定期健康診断の実施

一週間の所定労働時間が、各事業場の通常の労働者の3/4以上でなければ実施義務はありません。



お知らせ

- 令和2年10月に支払う給与より算定基礎届による社会保険料の変更があります。変更後の保険料額については、改めて担当よりお知らせ致します。
- 令和2年10月1日以降に自己都合により離職した場合の失業保険受給にかかる給付制限が、3か月→2か月に変更になりました。ただし、この適用を受けられるのは、5年間のうち2回までです。

《筆者：古谷野》

自然との共生



わたしのひとこと

急に行われた自民党総裁選。安倍前首相の健康状態がそんなに悪い状態だと感じていなかったのが事実。安倍前首相は自分の後継者に岸田氏を推薦していたのに・・・なぜ、突然に菅氏に変更したのか？と不思議に思っていたところ、またしても自民党の裏工作が行われた結果だと知って、誰が総理になろうと関係ないと冷めてしまった・・・。

総裁選で、石破氏に勝つためには、岸田氏では無理なので確実に勝てる菅氏に変更した、石破氏に勝てる相手が菅氏であったということです。昔の儘の手法が今も健在なんですね！

鍋島 勝子



企業の経営者の皆様を全力投球で応援致します

社会保険労務士法人 鍋島事務所

〒321-0923 宇都宮市下栗町2750-2

TEL: 028-635-9752 FAX: 028-635-9298

ホームページ <http://www.nabeshima-sr.or.jp>

E-mail: nabeshima@nabeshima-sr.or.jp

